

会議名 財務常任委員会

日時 平成29年6月13日（火）午前10時～午前11時30分

場所 第2・3委員会室

出席議員（14名）

委員長 関戸郁文 副委員長 伊藤隆信 委員 櫻井伸賢  
委員 大野慎治 委員 鈴木麻住 委員 塚本秋雄  
委員 相原俊一 委員 鬼頭博和 委員 須藤智子  
委員 梅村 均 委員 木村冬樹 委員 梶谷規子  
委員 堀 巖 委員 宮川 隆

欠席議員 なし

説明員（11名） 総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍

秘書企画課長 佐野 剛、同統括主査 小出健二、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井 寿、危機管理課長 隅田昌輝、同統括主査 早川高志、福祉課長 富 邦也、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課統括主査 丹羽真伸、健康課長 長瀬信子、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、同統括主査 田中伸行、同技師 中村隆志、会計管理者兼会計課長 榊原惣一郎、学校教育課長 石川文子、同統括主査 佐野亜矢、生涯学習課長 竹井鉄次、同主幹 中野高歳

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第49号	平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第1号）	全員賛成 可決
議案第50号	平成29年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第1号）	全員賛成 可決

財務常任委員会（平成29年6月13日）

◎委員長（関戸郁文君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から挨拶の申し出ありましたので許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

先週、梅雨入りをしたところでありますけど、それ以降、逆に何か非常に爽やかな朝を迎えているような状況であります。実は、昨日、名古屋気象台の台長さんという方が表敬というんですか、いらっしゃいました。台長さんも、挨拶の冒頭で、梅雨入り宣言はしてみたもののと外を見ながら、きょうは晴れていますねというような御挨拶の第一声でした。

ただ、岩倉の郊外にあります田んぼでもほとんど田植えが終わってきたというところでありますので、一定、降るときには降っていただくというのも一つ必要なことなのかなあと思います。ただ、度が過ぎないというのが我々としても祈るばかりでありますけど。さて、今回の財務常任委員会には、一般会計の補正予算と土地取得特別会計の補正予算2件の御審査をお願いします。こうして関係する職員も出席しておりますので、皆様の御質問、あるいは御意見等をお聞きしながら、ぜひとも御議決いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◎委員長（関戸郁文君） それでは、審査に入ります。

議案第49号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 本会議で、私が学校給食センターの跡地利用について質疑させていただきましたが、市民討議会でいただいた御意見等はされませんが、最終的には職員のプロジェクトで決めるとおっしゃいましたが、市民討議会で出てきた中からの御意見を参考に最後決めるのか、そうではないのか、その辺のところをはっきりしていただけないでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） もちろん、討議会で出た意見を踏ま

えて、市の方針について、内部で最終的に案を決めていくということになります。討議会でまとめられた意見というのはやっぱり尊重しないといけないと思っていますので、討議会で出た案に全くないようなところから案が出てくるようであれば、それは討議会の案にできなかった理由なんかもきちっと説明をした上で、案として取りまとめていくということですので、基本的には、やはり討議会で出た意見というのは尊重をした上で判断をしていくものだと思っています。

◎委員（梶谷規子君） 具体的な市民討議会の手法について、本会議でもいろいろ議論したところですが、それを委託する業務委託料というのが62万4,000円計上されていますが、この委託先がどのようなところで、また委託業務の内容はどういったものなのか、その2,000人の抽出の人たちへの郵送とか、その討議会の日に具体的に役割をして取りまとめというか、そこら辺の具体的な内容についてお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 今回の委託につきましては、主に討議会の開催支援ということでございます。討議会を2日間予定しておりますけれども、そのプログラムについての企画支援ということと、情報提供を行政のほうから市民の方に対して行っていく内容についての助言、あと一番大事なのは、当日のグループでの討議ということがベースになるんですけれども、そのファシリテーターを担っていただきたいということで、その人件費といいますか、その分が一番大きな部分になります。討議会については、討議会終了後、報告書というものを作成しますので、その作成支援についても、その経費の中に含まれております。

業者については、スケジュール的などころで余り時間もないということと、これまで岩倉市の計画等の業務に携わっていただいていた業者のほうに、随意契約によって契約していきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 委託先がこれまででいう随意契約でということは、地間研あたりなんですか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） そうしたところで考えております。

◎委員（梶谷規子君） グループ討議で今想定されている形態などを具体的に考えていच्छゃったら、そこもお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 一応、参加者については、定員を40名ということで考えております。5グループほどに分けて討議をすることを想定しております、1グループ8人というのが基本になると考えております。

◎委員（堀 巖君） 防犯カメラ設置運用検討委員会委員謝礼のところ

お聞かせください。

これは、防犯カメラ設置運用に関する条例制定に向けてということなんですけれども、以前、自治基本条例の検討委員会が謝礼でやっていたところを住民監査請求が出て、市全体の附属機関、いわゆる第138条第4項の附属機関について、全般的に見直しをしたところでもあります。私は、自治基本条例の検討委員会についても、今言ったように地問研というコンサルと一緒に、かつ市民との協働という形で勉強しながらつくっていくという意味において、当時も附属機関には当たらないというふうにずっと主張しておりましたけれども、今でもそう思っています。この考え方に基づいて、今回、2つとも謝礼なんですけれども、条例制定に向けて置く委員会について、どういう切り分けをしているのかなというところをお聞かせ願いたいと思います。

このことについては、平成25年7月に改定された地方自治法第7次改訂版にこう書いてあります。要綱等によって、執行機関の補助職員以外の外部の者の委員、あるいは構成委員として加わる委員会、協議会等を設置している例が少なくないが、こうしたものは機関とは区別して、行政運営上の意見徴収、情報や政策等に関して助言を求める等の場として設けられるもので、138条の4第3項に違反するものではないと見られるという記述が新たに改訂版には追加されています。そのことも踏まえて御答弁をお願いしたいと思います。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 防犯カメラの設置運用検討委員会につきましては、今回、市民の方や各団体の方の意見を聞いたり、あるいは意見交換の場として設置をする委員会となります。地方自治法138条の4第3項で規定されている執行機関の附属機関には当たらないと考えているため、要綱により設置をするものになります。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

今は、危機管理課からの答弁なんですけれども、市全体のそういった見直しをかけたときの経過もあるので、そこら辺については、総務部のほうから答弁をお願いしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） たしか、28年3月議会のときに、一定、その前の要綱で設置しておいた委員会等については整理をさせていただいて、条例化、いわゆる附属機関としての位置づけをさせてきていただいております。

今回の2つの委員謝礼につきましては、先ほど防犯カメラのほうについてはお答えをさせていただいたとおりの考え方でありまして、また市民討議会についても、一つのテーマに沿って、一定市民の考え方を取りまとめたいただくような形のものであります。

ということで、27年度に整理したときに、諮問をして何らかの答申をいただくというような形のものではなくて、そうした意見の集約化というんですか、あるいは意見を把握していくというための場であるということで、謝礼、そして要綱による設置附属機関ではないと、市長に基づく附属機関ではないという位置づけをしております。

今後、こうした部分に関しては、委員会等を設置する際には、当然、秘書企画課のほうとも、その都度、委員会の位置づけについて検討しながら、必要なものは附属機関としての位置づけをしてまいりますし、要綱設置で行っていくものもあると考えております。

◎委員（大野慎治君） 引き続き、防犯カメラについて。防犯カメラ設置運用に関する条例制定はいつぐらいを目標に検討を進めていくのかというのはありますでしょうか。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 検討委員会の開催自体がまだこれからでございますので、その委員会の中でどういった御意見が出されるかわからない段階でございます。また、パブリックコメントの実施も考えており、現段階では、条例案の提案自体は12月ごろにできればと考えております。

◎委員（大野慎治君） 3月議会において、市P連の皆さんから、通学路の防犯カメラの請願を岩倉市議会は採択いたしました。新しい各学校のPTAの皆さん方に、その通学路の防犯カメラ設置に関する打ち合わせや先生たちの打ち合わせもまだ進んでいない状態ですが、岩倉市としてどのようにこれから取り組んでいくのか、ちょっと基本的な考え方をお聞かせください。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 防犯カメラの取りまとめはうちでやっておりますので、お答えさせていただきますけど、市としてというのは、請願とは別として、市として設置するカメラのお話なのか、ちょっと意図が。

◎委員（大野慎治君） 3月で議論になったのが、自分の発言ですが、各小・中学校に5台ずつという、どのような設置を求めていくのか。要望が上がってきたのは、それから精査されるのか、どのように進めていくのかという部分でお聞かせください。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） そのあたりも、予算的な兼ね合いも当然でございますので、その辺の施行の時期も必要かなあと申し上げますけれども、そのあたりのところも、やはりこの検討委員会で、どれぐらいの密度で防犯カメラを設置していくべきなのかといったことも、一つの議題になるのかなあとというふうに思っておりますので、それがとてつもない量で、あればあっただけ安全は守られるといった考え方もあると思うんですけれども、ただ御承知のとおり、プライバシーだとか肖像権の問題があるので、そういったものに配

慮しながら、どれぐらいの数が適正なのかということも、この検討委員会で一定の方向性みたいなことを話し合っていて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎委員（須藤智子君） 私も同じようなことをお聞きしたかったんですが、今後のスケジュール、いつになったら検討委員会を開いて、どのように通学路に防犯カメラを設置するかという今後のスケジュールがわかっているならば教えていただきたいと思います。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 検討委員会につきましては、早ければ、来月にも第1回目の検討委員会を開催していきたいと考えております。また、その後、パブリックコメントの実施、それから条例提案に続き設置する予定になりますが、設置時期につきましては、現段階につきましてはいつというのはまだ決めておりませんが、検討委員会のほうで方針が固まれば、状況を見ながらであります、30年度ぐらいに設置ができればと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと申しわけないですけど、戻って、市民討議会のことをもう一度お聞かせください。

市民討議会は初めての試みであります。無作為抽出でということで、メリットとしては、市内全域の市民から選出されることだとか、あるいは日ごろ市民参加の機会がない市民も選出されるということで、本会議で答弁がありました。

そういう中で、初めての取り組みですから、今からどうかというところだというふうには思うんですけども、サイレントマジョリティーということも言われている中で、そういった人たちが無作為抽出で依頼された場合に、受けてもらえるというような見通しというのはどのぐらい持っているものなのか。また、規則でいきますと、定員を超えた場合は選考するというふうになっていますけど、その選考というのはどうやって行うのかなというところも少しわかりにくいものですから、そういった点も含めて、少し説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 御質問の内容ですけれども、まず参加の見込みというところは、本当に私たちもふたを開けてみないと、というところはございます。今回、2,000人に案内をさせていただいて、定員を40人ということで設定させていただきましたけれども、基本的には、やはり先進地といいますか、既に実績のある自治体の発送している人数と参加者の実績というのをいろいろと考慮して、この人数でさせていただいたところであります。

何分、初めてのことでありますので、市民の方も案内が届くと、何だろうこれというようにことがやはり起こる可能性があります。そうしたことも考えると、今、実際には準備ですけれども、発送する前に、何とかホームページとかメディアのほうにも、そういったものが開催されて、市民の方にそういった無作為で抽出した手紙が届くというように、希望的なものですけれども、新聞等でも取り上げていただくとか、そうしたことで少し驚きを減らす効果と、こういった事業をやろうとしているんだなということを周知する効果も考えています。

基本的には、2日間参加してほしいというのが原則になるので、日程も重要になってきます。働いてみえる方もいらっしゃいますしというところで、土・日を基本として2日間設定させていただくつもりでありますので、まずは定員を確保するようなところで、超えてくるといいなというふうに思っております。

定員を超えた場合の取り扱いですけれども、規則のほうで、委員言われるように、選考によりという言葉が書かれております。実際には、他市町の状況を見ますと抽せんでというところが多いものですから、抽せんも一つの選考というところに当たると思われますので、これから具体的にどういった形で選考をさせていただくかというのは、このプロジェクトチームの中でも検討しながら決定していきたいなというふうに思っております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今の点でお聞きしますけれども、無作為抽出の方法なんですが、何歳以上で、階層別にやるのかどうなのか。幅広いサイレントマジョリティーを拾うのであれば、例えば18歳以上で年代別で拾うとか、そういうところの考え方はどうなっているのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 年齢に関しては、条例のほうに18歳以上ということで書かれておりますので、今回は市民参加条例の規定に基づいて実施をさせていただきたいので、18歳以上の方ということで限定させていただきたいと思っております。

階層については、やっぱり地区的な偏りは起こらないようにしたいものですから、まず地区をある程度学校区単位で案分をして、抽出をかけていきたいなというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 年齢別の階層はどのようにお考えでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 年齢については、実は1回目のプロジェクトチームの中でも少し検討の話題になりましたけれども、ちょっと現時点ではまだどのような形で、そこまで階層にするかというのは決定できていませんので、これから検討させていただきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

初めてだもんですから、いろいろこれからまだ検討しなきゃいけない部分があるというふうに思いますので、議会にもそのたびに報告していただきながら進めていっていただきたいというふうに思います。

もう一点は、防犯カメラの件ですが、条例制定までの流れというところでは、大体、今、質疑の中で明らかになったところだというふうに思いますが、条例を制定された後の運用の検証といいますか、こういったものについてはどのような考えを持って臨むのか、現時点での考えをお聞かせください。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） おっしゃるとおり、運用についても、一番皆さん御興味のあるところだというふうに思っております。運用につきましても、一定の御説明もしましたけれども、刑事訴訟法だとか弁護士法等の規定に基づいた情報公開といったものになりますので、開示についての方向性というものは、この検討委員会の中でしっかりと御議論いただいて、過不足なく御議論がいただければ、あとは事務方、私どもの担当のほうで、それに従った運用ができるというふうに考えております。

ただ、その議論の中で、不確定といいますか、こういったものについては懸案として残るねということがありましたら、今後はそれを補うために、事務方の意見をどういったことで第三者的なところに委ねて考えをもらうかということが、もしかしたら仕組みとしてできるかもしれませんけれども、今のところはそれは想定はしていなくて、制定後の運用については、私ども担当のほうで責任を持ってやらせていただくという考え方でおります。

◎委員（木村冬樹君） 信用しているわけなんですけど、ただデータの開示の仕方だとか、こういうことというのは、やはりすごく慎重であるべきだというふうに思いますし、一定、第三者の目で監視するということも必要ではないかなというふうに思うんですけど、そういった点についてもぜひ考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 十分その辺は検討をしていきたいです。ですから、先ほど申しましたように検討委員会で御議論いただいて、その辺の可能性というものが必要であるかどうかということも御検討いただきたいというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 防犯カメラについてお聞きします。

3つほどありますけれども、議会に請願が出てきて、学校周辺や通学路の安全・安心を確保するための防犯カメラの設置ということがあるんですけど、今、岩倉市にある防犯カメラの設置及び管理に関する規則ではできるのか、できないのか、お考え方を教えていただきたいと思います。いわゆる条例を

つくらないとできないだろうと僕はと思いますが、そこら辺の考え方をお聞きいたします。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） おっしゃるとおり、基本的な考え方としては、条例なのか規則なのかといった大きな違いというものはあります。他市町を見まして、必ずしも条例を制定しないといけないというわけではございません。ただ、今後、防犯カメラによる安全・安心を補完していくといった意味では、条例を制定して、きちんとルールを決めるといった方向性というのは、今までと違った取り組みをするという姿勢もあわせて、必要な部分じゃないかなというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 安全・安心の条例から多分規則をつくってきた経過があると思うんです。安全・安心を守るのは当然なんですけど、それとともに、防犯カメラの条例をつくるということは、市民の権利、利益を保護するという、今言う個人情報の問題等があるわけですから、そこら辺に力を入れた条例内容、あるいは後々苦情にも対応できるような、木村委員からもありましたけれども、それから検証も必要じゃないかなと思いますが、基本的に目的がしっかり書かれないとどうかと思うけど、今の段階で目的という考え方はあるんでしょうか。趣旨か目的というぐらいは明らかにできますでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） おっしゃるとおり、これまであります防犯カメラの条例を見ていますと、いわゆる権利保護を目的とした、肖像権だとかプライバシーを守るために制定をした、そこに軸足を置いた条例というものと、安全・安心を守るために積極的にどうやって防犯カメラを活用するんだといった、いわゆる維持管理条例的な位置づけという、こういう2種類のすみ分けができるかなあというふうに考えています。

ですので、検討委員会で御議論をいただく場合も、岩倉市についてのありようといいますか、実態について、どちらが中心になるのかといったことも大きな議題になるのかなあというふうに思います。もちろん、どちらかに偏るわけではありませんけれども、やはりどちらを主眼に置いて条例の目的とするのかといったことも検討委員会で御議論いただく議論だと思っております。

◎委員（塚本秋雄君） もちろん、そのようなことが議論されてくるかなとは想像できます。それからして、例えば公共の場所というのが設定されてくる必要があるのではないかなあと思っております。いわゆる対象になるところと対象にならん場所、例えば今、銀行とかコンビニは防犯カメラがありますけれども、あるところの条例では対象に含むというところもありますし、当

然マンション、個人の家や共同住宅は対象外にするという、そこら辺のことは規則のレベルでやっていないはずだから、それは条例化せざるを得ない。それは道路も入ってくるだろうと。公共の場所をどうするかという考え方が必要ではないかなと思いますけれども、そういうものを含んだ形の条例の制定の仕方になるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） おっしゃるとおりです。対象とするカメラの範囲をどこまで持っていかとといったものも、条例の考え方に大きく影響するものだというふうに考えております。ですから、そのあたりも、検討委員会の中で、どのレベルまでを、要はカメラと名がつくものは全部対象にするのか、それとも公共の場所を対象にするのかといったことも議論の対象になってくるというふうに思っております。

それがすなわち条例の目的の考え方といったところに根差すものになるかなというふうに思います。どちらを選択しても、やっぱり一長一短ございますので、その辺は御意見をお伺いしながら、事務局のほうで取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 私も前向きに参加していきますけれども、一つだけ。市長の選挙公約に、防犯カメラの設置という部分がありますし、市もそれに対してプロジェクトをつくったということがあります。それとのかかわりはどのような考え方、当然、この検討委員会を引っ張っていくところがプロジェクトのところじゃないかなと考えますけれども、そこら辺との関係だけ明らかにしてください。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） おっしゃるとおりです。プロジェクトチームでも、既に検討委員会の前に議論をしております。担当で議論のほうをしております。その中で、検討委員会で、やっぱり限られた時間ではあるので、行政として何を課題にさせていただくかといったことをしっかり詰めて、一回一回の検討委員会で御議論いただく内容を濃くしていくということで、プロジェクトチームでは動いております。

検討委員会が開催されましたら、もちろん話していただいた中身をプロジェクトチームにフィードバックをして、それを受けた行政としての対応、課題の整理といったものも考慮に入れながら、同時に進めていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの危機管理課長の答弁にちょっとひっかかるところがあるんですけれども、そもそも今回、条例にしようというところについては、今、塚本委員から質問があった中で、コンビニとか、銀行とか、そういう市全体の防犯カメラではなくて、あくまでも市が設置する防犯カメ

ラを対象にするというふうに私は認識しておったんですけれども、今聞くと、それも含めて議論をして、どうなるかわからないという話というふうに捉えちゃったんですけど、そこら辺の見識はどうなんでしょうか。

◎危機管理課長（隅田昌輝君） 先ほど御説明したとおり、市が設置する公共施設を中心としたカメラを対象とした条例というものと、たしか杉並区だったと思いますけど、要は個人設置のものについても、一定、届けを出していただくとか、そういった考えを含めている条例もあります。ただ、それは非常に範囲が広がりますし、その考えに基づいての条例が本当に正しく運用できるかという、なかなか疑問な部分があるものですから、今、全国で行われている条例制定については、こういった手法というのがありますよというようなことを提示しながら、その中で、岩倉市としてはどういった目的だとか方法をとりましょうかということの中で御議論いただくといったことを考えていますので。

◎委員（堀 巖君） そこは非常に重要で、じゃないと、このメンバー自体もかわってくると思うんですよ。だから、そこはやっぱり事務局というか、市がきちんとした方針を持って臨まないとごちゃごちゃになる可能性があるので、気をつけていただきたいというふうに、これは意見です。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、続きまして款3 民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） まず、地域介護福祉空間整備等補助金についてお聞きします。

今回は、防犯対策ということのメニューの中で、本会議で議論がありましたように、13施設に照会をして、1施設から要望があり、その要望を申請したところ、採択され、補助金がついたということですが、この地域介護福祉空間整備等補助金というのは、いろんなメニューがあるというふうに思いますが、こういったメニューについてはどのように把握されているのでしょうか。また、ほかのメニューについても、市内の施設に照会したりとか、そういったことも行うべきではないかと思いますが、そういった点についての考え方をお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 今回の地域介護福祉空間整備等交付金につきましては、その他の事業としまして、介護予防、生活支援拠点の整備、防災改修等の支援、また今回新しく平成29年からは、防犯対策強化事業

が対象となりました。その他の事業につきましても、国からの通知があった中で、各対象事業所のほうに周知をしております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。防犯だけではなく、防災だとか介護予防だとか、こういったメニューもあるということであります。

それで、もしわかったらいいですけど、申請すれば、ほぼ採択されるような状況にあるのか、国の補助金の条項というのは、どのような感じなんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（丹羽真伸君） 採択につきましては、100%行われるというものではありません。本日の新聞にもありましたが、一宮市のほうでは142の施設がある中で、21施設が手を挙げられましたが、中で15施設のみが採択をされたというところがございますので、採択については一定制限があるものと思われまます。

◎委員（須藤智子君） 心身障害者福祉費の軽度・中等度難聴児支援事業についてお尋ねいたします。

これは、ことしから新年度の新しい補助事業として行われると思っておりますけど、対象になる難聴児童ですけど、その人数と1人当たりの補助金の額を教えてください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 福祉事務所のほうでは、手帳を持たない聴力レベル30デシベル以上70デシベル未満の軽度・中等度難聴児の児童数のほうは把握しておりませんが、健康課による3歳児健診で耳鼻科の受診を促して、要精密検査の結果、難聴であった幼児は、平成25年度から平成28年度はゼロ人でした。また、小・中学校の聴覚検査で、難聴気味の生徒は、平成27年33人、平成28年48人、平成29年33人です。

各小・中学校に補聴器をつけている児童・生徒数を問い合わせしたところ、小学校ではゼロ人、中学校では手帳所持者が1人、手帳を持っていない生徒が1人おりましたが、現在は補聴器をつけなくても、日常生活にも困らない状態になったという報告をいただいております。

1人当たりの補助金の額は9万5,000円です。

◎委員（梶谷規子君） 今の御答弁で、岩倉市内では、今のところ、お聞きくださったところでは対象になる人がいらっしゃらないということだと思っておりますが、この制度は愛知県の中でようやく県議会で今年度補助対象になった事業だと思います。全国では、軽度・中等度の難聴児の補助をされているところがほとんどで、あと愛知県を含めて3県しか補助がされていないところ、愛知県がこの2月か3月かの、ことしになっての県議会の中でようやく助成対象となったということで、非常にうれしいことだなと思ってい

るところなんです、現在は、今お調べになったところでの答えではいらっしやらないということですが、やっぱり今後とかということ、きちんと周知はしていただきたいと思いますが、どのような御周知の方法をされるのかお聞かせください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 7月の広報で、広く市民に周知をいたします。また、耳鼻科の医療機関や補聴器を扱っている福祉用具事業所を初め、18歳未満の乳幼児、生徒が集まる保健センターや保育園、幼稚園、小・中学校に制度の周知を図ってまいりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（大野慎治君） 引き続き、軽度・中等度難聴児支援事業。先ほどの須藤委員の御質問に関連して、9万5,000円、恐らく3人分だと思いますが、県費の補助が2分の1で、御本人負担はどれぐらいの負担をされるのか教えてください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 3分の1でございます。

例えば、6万円の補聴器を購入した場合に、3分の1ですので、2万円は本人負担になります。

◎委員（大野慎治君） そうすると、市の負担はどれぐらいになるんですか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 3分の2ですので、4万円になります。今回、県の助成が市の助成した2分の1ということになりますので、結果的に県も3分の1という形で、市が3分の1、本人負担が3分の1という形になります。

◎福祉課長（富 邦也君） 補足で、須藤委員のところ、予算のところ、9万5,000円というふうに回答させていただいたんですが、補聴器の場合、金額として基準額がありますので、3万4,200円から、高いものでいけば13万ぐらいの補聴器といったものがありますので、一番高いものを想定して、一応今回の補正額として上げさせていただきました。

◎委員（木村冬樹君） 大変細かい質問で申しわけないですけど、補聴器の購入費用等というふうになっているものですか、購入費用だけではなく、例えば修繕だとか、こういうことにも活用できるということでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 購入及び修理が対象となっております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 本会議でもちょっとお聞きしたんですけども、この事業は、どちらかというと県主導でつけたという話なんですよ。ほかに、こういったすき間的な困っている人たち、児童・生徒も含めて、そういうのを洗い出ししていくという答弁があったんですけども、本会議以降、

その洗い出しについて何か新たにどういう手法であるとか、学校との連携であるとか、どういったことが考えられるのでしょうか。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 今回の軽度・中等度難聴児支援事業につきましても、低所得世帯の生活保護者や市民税非課税世帯に属する者への全額補助は市単独で実施しております。

あと、補聴器以外のことでございましたら、昨年度は、消防署主催の緊急通報ネット119事業を連携して行いました。これは、聴覚や言語に障害がある方が、消防・救急の119番通報を携帯電話やスマートフォンから、誰がどこでどのような通報をしたかがわかるサービスになっております。また、危機管理課と一緒に、災害時における障害者の方のための福祉避難所を社会福祉法人に要請を行いました。

あと、今年度は、障害者団体を持たない視覚障害者のために、社会福祉協議会や音訳・点字ボランティアと協働で、視覚障害者の方の社会参加のために、視覚障害者の集いを開催いたしました。

市単独事業ではございませんが、2年間にまたいで行っていました手話奉仕員養成講座も、3市2町の共同委託事業で行うことにより、単年で取得できるようにいたしました。

国・県の動向や近隣市町の状況から、岩倉市でも推進できる事業があれば考慮してまいりたいと考えておりますし、また障害者団体との定期的な集まりの中で、障害者の方や御家族の方たちの困り事や相談を通じて、行政で取り組めることは積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、職員の方よろしいですか。

〔「休憩お願いします」の声あり〕

◎委員長（関戸郁文君） じゃあ、休憩。

（休 憩）

◎委員長（関戸郁文君） 休憩を閉じて再開いたします。

では、1個ずつ行きます。

続いて、款6商工費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 八剣憩いの広場の水飲み本体内の配管の破損ということですが、原因ははっきりしているのでしょうか、その辺についての状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 実際に原因をどういうふうに特定し

ているかといったところですがけれども、八剣広場の西側に水飲み場がありまして、その土台からの漏水が発生しました。そこで、土台周辺のコンクリートをはがし、原因を探しましたがけれども、配管には問題がありませんでしたので、水飲みの本体の内部にある配管が破損していることで漏水しているというふうに考えておりますので、その取りかえをさせていただくものでありますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 多分、原因ははっきりしないんだけど、老朽化ということが一番考えられるというふうに思いますので、そういった点で、こういった水飲み場がある施設というのはいろいろあるというふうに思うんですけど、そういったところでの漏水の状況などはどうなんでしょうか、きちんと点検されているんでしょうか、お聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 休憩所の管理につきましては、毎週パトロールをしておりますし、実際に点検をしておりますし、水道は毎月請求がありますので、そういったところでも確認しておりますので、きちんと適正に管理させていただいております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、続きまして、款7土木費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、続きまして、款9教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（須藤智子君） 教育費の教育指導費で、通級指導事業ということで、曾野小学校内に発達障害のある児童を対象とした通級教室を開設するということですが、発達障害のある児童というのはどれぐらいいるのか、把握しているのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 平成28年度の実績数でございますけれども、発達障害の可能性のある全児童・生徒数は194名となっております。

◎委員（須藤智子君） この通級教室の指導内容というのは、どのような指導をされるのかお尋ねします。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 指導内容としましては、まず児童の能力や適性に応じた指導ということで、例えば不注意が見られるような児童については、集中力、注意力を高めるための指導、あとは衝動性とか多動性

のある児童に対しては、見通しを持ちながら、こういった手順でこの物事は進んでいくんだよというような集中力を高めて、自分の感情とか欲求をコントロールできるような指導、ゲームをやったり、パズルをやったりとか、そういった個々に合わせての指導内容となっています。

◎委員（須藤智子君） この通級教室と特別支援学級との違いを教えてくださいなのですが。今までは特別支援学級というのがありましたよね。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、先ほど申しました発達障害の可能性のある全児童・生徒の中で、大体30%ぐらいが特別支援学級のほうに今在籍をしています。残りの児童・生徒のうち、普通学級に在籍をしながらも、やはりこの子には個別で少し指導が必要だという子が通級学級のほうに通って、指導をする時間を1週間に1時間程度ですが、行っているんですね。なので、親御さんの同意も得て、最初から支援学級にというようなお子さんもいらっしゃいますし、やはり普通学級に在籍するのは可能だけれども、少しこの子のためにちょっと特別な指導をとというような違いで通級学級というのはございます。

◎委員（須藤智子君） 何か手厚い指導をしていただいているということで、とてもありがたいのですが、今後、他の学校にもこういう通級学級をつくっていく予定なのか、予定があるのかお尋ねいたします。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 通級学級の設置については、今、北小学校に1学級と、東小学校のほうに言語障害の子どもを対象とした学級が1つございまして、設置については、各小・中学校に対しまして、毎年希望調査をしています。各学校に、このぐらいの通級に通うといいだろうという子どもがいるので、それを集約して、県のほうに毎年要望を上げていまして、29年度には、小学校1校と中学校1校の設置を要望していました。今回は、曾野小学校に設置する運びとなりました。

◎委員（鈴木麻住君） 曾野小学校で受け入れる発達障害児の人数はどのぐらいと把握されているんですか、今。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 現在、曾野小学校の1年生から4年生までの10人で指導を始めております。

◎委員（鈴木麻住君） 今回、備品等消耗品の予算が上がっているんですけども、その備品リストをいただきました。その備品リストの中に、トランポリンだとか、感覚運動ボールソフトとか、いろいろスポーツ系のものとかがありまして、その中にエアコンが1台入っているんですね。そのエアコンが30万3,000円という見積もりの金額になっているんですけど、学校にエアコンを入れる場合というのは、業務用の大きなエアコンを入れるのが通常で

すね。その10人を受け入れるのに、普通教室の1クラス分の大きさなのか、どの大きさ、スペースを考えてみえるのか。普通教室1クラス分であれば、エアコン1台、ちょっと大き目の家庭用のエアコンかなと思うんですけど、それで賄えるのかどうかということをお聞きします。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、10人いるんですが、通級指導は一人ずつなので、大体、先生1人と児童1人の教室ということになります。今回、エアコンを入れる教室というのは、大体65平米ほどの教室になるんですけども、家庭用エアコンですので、十分面積に見合ったエアコンを設置することになります。ただ、パネルを今回購入させていただいたり、カーテンもつけるんですけども、部屋の半分ぐらいは集中してできるように区切ってしまいますので、カーテンとかパネルで。そこにエアコンをきかせて、児童はそこで受けるようになります。

◎委員（鈴木麻住君） 65平米ということは、当然、普通教室の1クラス分の大きさですね。そこを仕切って使うと、パネルとかで。仕切った残りはエアコンを入れないという発想ということですね。その仕切るパネルとか、パーテーションとかというのは、今回備品の中に入っていないんですけど、これは何か別途で計上されるということですか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今回、備品の中で、パネルスクリーンというのも7枚計上させていただいております。具体的な計上を申し上げますと、やはり通級に通う児童というのは、視覚的にも聴覚的にもすごく過敏な子がいますので、扉を開けても目隠しをして中に入れられない状態でまず囲ってしまうのと、窓も全部閉め切って、カーテンも閉め切って授業を受けるんですね。

一部屋も、がらんとした一部屋よりは、机と黒板と先生と向かい合って、ちょっと狭い空間をつくってあげて、そこで授業を受けます。部屋の真ん中にちょっとカーテンを仕切って、エアコンが少しききやすいような状態をつくるということで、全くパネルで部屋を区切ってしまおうとか、行き来できないという状態ではないという形になっています。

◎委員（鈴木麻住君） というと、本来、当然、間仕切りをきちっとしないと、冷房はきくかもわかりませんが、暖房は部屋全体に温かい空気が上がるので、きちっと天井まで仕切るとというのが本来の考え方じゃないかなあと思うんですけど、かといって業務用の大きなエアコンをつけなさいという話ではないんですけど、それで大丈夫なんですかという質問ですけど。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 導入するエアコンも、一応、大きさが冷房で23畳きくエアコンを入れますので、冷房のききも大丈夫だとは判断

はしていますし、普通教室は以前からオイルファンヒーターがありますので、冬場はそちらがかなり活躍すると思います。

◎委員（堀 巖君） ちょっとエアコンという話が出ましたので、学校全体、教室全体のエアコンの話の是非の議論を飛び越してというか、ここをつけるということになると思うんですけども、その理由として、やっぱり密閉された空間だもんだから、窓を開けられないとか、そういう部屋を確保したいという多分理由なんでしょうけど、今、現状のエアコン設置の考え方で、そういったルールみたいなところがちゃんと確立されているのかどうなのか。たまたま今回はなのか、きちっとしたルールがもう既に中にあるって考えられたのか、どちらでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 今、既に、例えば今後整備をしていくエアコンのほうのルールづくりができていくかといえ、まだこれから詰めていくといった形で、どういったものかというのはこれから詰めていくということになるかと思えます。この通級指導教室のほうにエアコン設置をするというのは、以前、北小学校、今すずらん教室がございます。平成25年に開設したときは、エアコンはつけてございませんでした。そのころ、こちらのほうの認識不足もございまして、閉め切ったままで夏の暑いときもやるということを学校のほうからもお聞きしていなくて、本当に先生のほうが大変だということがございまして、2年目のときにスポットクーラーを購入したんですけども、それでもやはり暑いというお話がありまして、次の年に設置をさせていただいたということがございます。

やはり、先ほどグループ長も申し上げましたとおり、聴覚、視覚に過敏な子どもたち、ほかからの刺激にかなり惑わされるといえるか、落ちつきをなくすというようなところがございまして、本当に閉め切った空間でやっているということから、これは単独でといいますか、通級指導教室にはエアコン設置は必要だということで、今回要望のほうをさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

次の点が、さっき特別支援学級との違いの話がありましたけれども、親の同意が必要だという話なんですけど、今回のこの通級教室で194人という数字が非常に、意外に多いなという感じがして、それは発達障害の可能性のある人数だというふうにお聞きしたんですね。それは、誰がどう判断して可能性があるというふうに判断しているのかというのがまず第1点と、その場合、その通級教室に入る入らないというのが親の同意や本人の意思というところの関係について、若干説明をいただきたいと思えます。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 先ほどの194人なんですけれども、

その中の多くはもう病院のほうで診断を受けているお子さんになります。あと、通級指導教室に通うに当たりましては、まずこういった学級が設置されますよというのを学校から保護者の方に最初に通知をしたり、あと少し指導を受けたほうがいいんじゃないかなというような保護者の方には、保護者会とかを通じてお声かけをして、あと保護者と面談を重ねながら最終的に10人の子どもを絞っているんですね。年度途中の入級もありますので、やはり先生方が、最初、入学してきた子どもを見ていて、この子はというような子がいれば、また親御さんに話をしたりとかなっていきかと思えます。

◎委員（梶谷規子君）　今回は、備品購入費だけの予算なんですけど、これまで発達障害の子どもたちに対して、特別支援員を年度途中でも加配をしてきたという状況があったと思うんですが、やはり学校現場の要望に岩倉市は年度途中でもきちんと支援員を配置してもらえているという状況をこれまでもお聞きしてきたんですが、今度の通級指導教室についての教師の配置というか、特別な資格を持った専門の方が指導されるのか、今の教師の中でやられるのか、具体的にそこら辺をお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君）　特別支援教育で教育をするに当たって特に必要な免状があるわけではないんですが、今回、指導に当たっていただく先生は、県から設置された普通の教諭です。

◎委員（梶谷規子君）　県から、このときだけじゃなくて、1年を通じて、県が特別支援教育のために加配された正規じゃない県の加配の非常勤の先生になるんですか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君）　今回は、曾野小学校に今までの正規の先生に、通級学級ができますから、もう一人先生を配置しますねという内容ですので、その先生だといって充てられたわけではなくて、1人増員です。その中で、また通級の指導をこの先生にお願いしますという形で、担任の先生は今回決定されています。

◎委員（宮川 隆君）　先ほどの答弁の中で、密閉された空間という表現がされていたんですけども、市内でも、北小や東小でも実績はあるということで、問題はないというふうには思うんですが、全国的に見て、指導者で不心得が、万分の一かもしれないんですけどもあると。反面、私の近くの方で、女子生徒のほうから一方的な被害があったということで、結果的にその子が3年後にうそでしたということでしたが、教育者としての生命を奪われるような事例も身近であります。そういうものを担保するような考慮はされているんでしょうか。実際にあった話なんで、ちょっと心配なんです。

◎学校教育課長（石川文子君）　済みません。先ほど密閉されたと、余り密

閉という言葉もよくないなあと今聞いて、済みません。適度に換気もしているとしますし、放課になればということはありませんので、まず済みません、ちょっとその言葉のほうの訂正をさせていただきます。

確かに、本当に今の御時世、いろいろと新聞とかでも事件なんかがあったりしているのは承知しております。今言ったように、そういったリスクというものもあるのだなあというふうに、済みません、今改めて痛感させていただきました。学校のほうにも、そういったこともあるので、管理というところで、そういった目で少し見ていただくということをお伝えさせていただきたいと思います。

◎委員（鬼頭博和君） 通級教室、今、北小と東小と、それから曾野小ということで、できるということなのですが、ほかの小・中学校についての今後の見通しというか、そういったものについても一度お聞かせいただけますか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今年度も要望していてつかなかった中学校を初め、やはり今後も要望は上げていきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） 今、要望してつかなかったという表現、先ほどもありましたけれども、これは市単独で、県からの費用として、先生が来ないといけない事業なんでしょうか。市で単独ではできないのでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 市が単独で行うということになりますと、常勤時間の人の配置がかかってくるというふうに思います。先生1人雇うのに幾らかかるかということになりますと、かなりな額がかかるのかなあというふうに思います。そういったことからすると、今の時点で、市費で開設ということは少し考えてはおりません。

◎委員（堀 巖君） ニーズとの関係だと思えるんですけども、今、通っている親御さんたちのニーズとか、そこら辺の、開設してほしいというところはどんな状況なんでしょうか、ないところについて。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まず、通級学級というものが今回逆にできたことによって、通級学級はこういうものですよ、だからお子さんをこういうところに指導で通わせるのはどうですかという、まず今はそんな周知が始まっているところですね。県内でも、やっぱりついているところというところ、この尾張近辺だけだと、18市町で72学級今あるんですけども、ほとんど小学校なんですね。今は、親御さんの希望もあって普通学級に子どもさんが通っているんですけども、やっぱり支援員さんにずっとついていたりして指導を受けているので、親御さんとしては特に通級学級が欲しいから設置してくださいというようなどころまでは至っていないかなあと思っております。

◎委員（大野慎治君） 次に移ります。

文化財保護費の中の市指定文化財修復費補助金について質問させていただきます。

下本町区及び大上市場区の山車等の修繕とございますが、修繕内容を教えてください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 今回の修繕の内容ですけれども、大上市場区のほうが桶締太鼓といいまして、おはやしに使う太鼓なんですけれども、そちらの皮が破れてしまったということで、その張りかえであったり、あと皮の周りを囲んでいる鉄輪、あと胴の部分のたがの交換、あとは表面のウレタン処理、そういったものが今回の修繕内容になっております。

もう一つの下本町区の山車の修繕になりますけれども、こちらは山車本体の両側面と後部に格子柵がございまして、その格子柵が破損したということで、老朽化もしていたんですけれども、その3面を交換する、新調するといった内容となっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、これをもって歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑になります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、これをもって歳入についての質疑を終わります。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第49号「平成29年度岩倉市一般会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により、原案のように可決するものと決しました。

続いて、議案第50号「平成29年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも少しお尋ねさせていただきましたが、江南岩倉線の事業化についてはまだ決まっていないというところで先行取得ということで、桜通線との交差点部分の先行取得ということで、今後もそういうことについては進めていくけど、それ以外の部分については、もう少し慎重に対応していくというような本会議での答弁だったというふうに思います。それで、江南岩倉線の見通しについては、何か変化があったのかどうかという点についてまずお聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 江南岩倉線につきましては、さきの3月議会でもお話しさせていただいたと思いますが、現在、事業手法等について愛知県と検討を行っているという状況です。これまで、地元には、平成25年ですか、地元説明会を開催したのと同時に、アンケート調査で、単独で道路にかかる部分だけの買収をさせていただいて整備する方法と、面整備、区画整備を絡めて整備する手法でということで、アンケートをとったんですが、その結果、実は単独でお願いしたいと。要するに、区画整理には基本的には反対だという声が非常に多かったです。

ですが、昨年、愛知県のほうから、こういった市街地を貫く道路については、非常に難航しているといいますか、特に残地の処理とかの問題で、単独でやっている部分について結構行き詰まっているケースがあるということで、面整備を絡めて整備をするようにという方針が出されました。したがって、当初の単独で江南岩倉線の用地を買いながら整備をしていくということからも、面整備への転換が必要になると。当然、それにあわせて、市としても区画整理を施行するのであれば、まちづくりをあわせて一緒に実施をしなければいけないということで、現在、愛知県のほうとも、こういった整備手法があるというあたりを一緒に検討をしているという状況です。

ただ、事業費と事業期間が非常に莫大にかかりますので、今進めている、例えば桜通線ですとか、その他の事業がございます。石仏公園もございますし、そういったものの完了時期等を踏まえて事業に着手しないと、事業費ばかりがふえてしまうということもございますので、そういった兼ね合いも財政サイドと協議しながら、事業の着手の時期については慎重に判断したいというふうに考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 現時点での状況はわかりました。

非常に悩ましいですし、議会としてもいろいろ判断があるところだというふうに思っています。公共施設等総合管理計画なども考えますと、土木インフラの整備についてもやはり見直す時期ではないかなというように岐路に立っているというふうに思っています。その時点での判断ですから、いろいろ揺れ動く部分があるのかなというふうには思っています。今後とも慎重な検討をお願いしたいということを思っています。

もう一点ですけど、これまで先行取得した土地というのが幾つかありますが、議員も新しく2年前からかわったということも含めまして、そういった土地について、どういうところがあって、どういう状況になっているのかというようなことも、少しこの委員会の場で改めて教えていただきたいというふうに思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 現在、江南岩倉線の用地ということで取得させていただいたのは6筆で、面積で申し上げますと1,048.99平方メートルでございます。1筆ごとにちょっと御紹介しますと、1つ目は下本町の下市場の128という土地でございます。洋品スミダさんの北あたりで、平成22年に取得したものでございます。こちらは、取得後に一時駐輪場として使ったこともございましたが、今は柵をして管理をしているという状況でございます。

その次が下本町の下市場の80番2と81番2でございます。こちらは、平成24年に取得したものでございまして、喫茶アスカの、ちょうど萩原多気線と岩倉街道の交差点のちょっと北側にある土地でございますけど、そちらが388.09平方メートルということ。こちらについても、取得以降、特に何かに使ったということはなく、一定草刈り、柵等の管理をして取得している状況ということでございます。

その次が中本町の西出口の51番でございます。こちらは、中本町にあります岩倉街道沿いにホテルがあると思うんです。ちょうどクランクのところからもうちょっと北へ行ったところでございますが、そのホテルの西側でございます。こちらは平成25年に取得したものでございまして、171.73平方メートルということ。こちらは取得したときに防草シートを設置して、管理しているということでございます。

最後でございますが、平成28年に取得をいたしました2筆でございますが、1つは下本町下市場の119番1という土地、もう一つが下本町の下市場の127番2という土地でございます。119番1のほうが162.27平方メートル、127番2のほうが5.38平方メートルということでございます。こちらについても、昨年度取得したということもございしますので、特に具体的に何か活用しているということではなくて、草刈り等の管理をしているということでござい

すので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） さっき都市整備課長から、まちづくりということで、道路はまちづくりだというふうに私も本議会の中でも言っていますけれども、そういう観点からいうと、もっと大きい総合計画にかかわるような問題だし、市長の施政方針みたいなところ、大きい話ですよ。だから、そういうことで、さっき慎重に進めてほしいという木村委員の意見があったんですけども、慎重に進めるどころではなくて、やっぱりグランドデザインをいかに描くかというところにかかわってくる大きな問題なので、そこら辺で、市全体の組織の中の連携がどのようになっているのかというのをちょっとお伺ひしたいんですけど。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 正直申しまして、まだ駅東についても絵が描けていないというのが正直なところ。当時、地元の組織の再生協議会というところもあるんですが、そこも道路を中心に早く整備をしてほしいというような方向性変わったということもありまして、実際、私どもとしてそれにシフトして、県のほうにも、例えば江南岩倉線については道路を先につくるということで要望等を上げてきたわけなんです、やはり公共施設の再配置計画ですとか、今、国のほうは、立地適正化計画ということで、コンパクトシティというようなことを言いながら、市の中心部にそういった機能を集約するというような方針を出しております。

そういった方針をきちっと明確にしたところに、やっぱり社会資本整備の交付金というものもついてきているということもございますので、やはり単独でばらばらで、出たところ勝負じゃないんですけども、次はこれをやろうということではなく、面で一度市全体でも調整する機会、部署を設けて、ちょっと協議は今後必要になってくるというふうに私は思っております。

◎委員長（関戸郁文君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（関戸郁文君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「平成29年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（関戸郁文君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により、原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（関戸郁文君） いろいろと不手際がありましたが、どうも申しわけございませんでした。

御異議なしと認めます。そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。